

平成 27 年 1 月 6 日

記者発表資料

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運用見直し等について 国への要請を実施します

県では、国が発表した「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し等」について、かながわスマートエネルギー計画の推進に支障が生じないように、別添のとおり国に対して要請を行いますので、お知らせします。

- 1 日 時 平成 27 年 1 月 7 日（水）13 時 10 分 ～ 13 時 25 分
- 2 面 会 者 山際 大志郎 経済産業副大臣
- 3 要 請 者 黒岩 祐治 神奈川県知事
- 4 要 請 場 所 経済産業省本館 11 階 山際副大臣室
- 5 要 請 内 容 要請書（別紙 1）のとおり
- 6 取材対応等

- ・ 経済産業省では、会談中の取材はできませんが、冒頭の頭撮りは可能です。取材方法については、経済産業省の職員の指示に従ってください。
- ・ 取材を行うためには、自社の写真付きの身分証明書をお持ちになるとともに、カメラの場合は腕章、ペンの場合は腕章もしくは国会記者証を御持参ください。
- ・ 頭撮りをする場合は、経済産業省山際副大臣室前に、13 時まで直接お越しください。
- ・ 経済産業省への要請活動終了後、経済産業省本館 1 階ロビー（別館側）で、ぶら下がり取材に応じます。
- ・ 取材には事前登録が必要です。別紙「取材申込書」（別紙 2）に必要事項をご記入の上、1 月 7 日（水）11 時必着で神奈川県産業労働局エネルギー部地域エネルギー課まで、F A X（045-210-8845）にてお申し込みください。

（問い合わせ先）

神奈川県産業労働局エネルギー部地域エネルギー課
課長 山田 電話：045-210-4101
副課長 天野 電話：045-210-4102

平成 27 年 1 月 7 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運用見直し等について

平成 26 年 12 月 18 日に、経済産業省から「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し等について」が発表され、太陽光発電等に対する出力抑制の見直しや固定価格買取制度の運用改善等に関する方向性が提示された。

この出力抑制の見直し等は、接続可能量に十分余裕があるとされている東京電力管内にも適用されるが、新たなルールの下で出力抑制が広範に行われると、固定価格買取制度を活用した発電事業の採算性が見通せず、普及拡大にブレーキがかかることが懸念される。

神奈川県では、かながわスマートエネルギー計画を策定し、分散型エネルギーシステムを構築するため、太陽光発電等の導入加速化やスマートコミュニティの形成に向けた施策などに取り組んでいる。この計画の推進に支障が生じないように、次の項目について所要の措置を講じられるよう要請する。

1 太陽光発電等に対する出力抑制の見直し

(1) 出力抑制の前提となる電力系統への接続可能量の算定

今回、発表された太陽光発電等の電力系統への接続可能量は、既存の原子力発電所は全て再稼働するなど、一定の条件を設定して算定されたが、この条件の設定が変わると接続可能量も大きく変わることになる。

原子力発電をはじめとする電源構成（エネルギーミックス）は、今後、示される予定であるため、そうした時期を捉えてほかの条件も含め必要な見直しを行い、改めて接続可能量を公表すること。

(2) 出力抑制の対象範囲の拡大

太陽光発電等の出力抑制の対象は、500 kW以上の設備に限定されていたが、今回の見直しで、住宅用設備（10 kW未満）を含む全ての設備に対象が拡大されている。

太陽光発電は、新築住宅に標準装備される割合が高まるなど、急速に普及が進んでいるが、出力抑制が行われて設置費用の回収が見込めなくなると、普及拡大にブレーキがかかることが懸念される。

また、住宅用設備（10 kW未満）は「余剰電力」の買取であり、電力系統に与える負荷は極めて少なく、新たに発電出力を制御するシステムの導入を義務化して、出力抑制を行う必要があるのか疑問である。

よって、住宅用太陽光発電設備については、出力抑制の対象から除外すること。

(3) 東京電力管内の出力抑制の見直し等

今回、発表された電力系統への接続可能量の算定作業に、東京電力、中部電力及び関西電力は参加していない。

東京電力管内は、全体としては接続可能量に十分余裕があるとされているが、地域によっては既に連系制約エリアが設定されており、再生可能エネルギー発電事業者（以下「発電事業者」という。）は、連系制約エリアがいつ拡大するのか見通せないことから、新たな事業計画を見送る動きが出ている。

発電事業者が今後の事業計画を立てやすくするため、電力系統別の現時点の接続可能量及び今後の出力抑制の見直しを算定し、定期的に公表すること。

2 固定価格買取制度の運用見直し

(1) 発電事業者が事業を開始しない場合の対応

今回の固定価格買取制度の運用見直しでは、発電事業者が予定日までに設備の運転開始に至らない場合に、電力会社は電力系統への接続を拒否できるとされている。

運転開始を故意に遅らせるような発電事業者が見受けられることから、こうした措置が検討されたものであるが、電力会社や太陽光パネルメーカー等の都合で発電設備の運転開始が遅れる場合も想定されるため、発電事業者の責めに帰さない場合は電力系統に接続できるように配慮すること。

3 固定価格買取制度の運用等に関する意見

(1) エネルギーの地産地消の促進

今回、示された出力抑制の見直し等は、一部の電力会社が太陽光発電等の電力系統への接続を制限している事態を打開するために検討されたものであるが、電力系統に大きな負荷をかけずに太陽光発電等を最大限導入していくには、エネルギーの地産地消を促進することが最も効果的である。

そのため、余剰電力を溜める蓄電池の導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスやネット・ゼロ・エネルギー・ビルの普及、スマートコミュニティの実現などを支援する補助制度等の大幅な拡充を図ること。

(2) 太陽光発電設備の設置費用の低下促進

太陽光発電設備の設置費用の低下が進み、グリッドパリティが実現すると、発電した電気の自家消費が優先され、エネルギーの地産地消につながる。

一方、我が国の太陽光発電設備の設置費用は、ドイツやスペインの2倍程度と国際的に見て高い水準であり、この間の導入量拡大のスピードと比較して設置費用の低下が緩やかになっている。

そこで、太陽光発電設備の設置費用の低下を一層促進するため、業界団体を指導し、太陽光パネルの規格化や設置工事の工法の標準化、流通システムの合理化等を進めること。

宛先： 神奈川県産業労働局エネルギー一部地域エネルギー課
FAX 045-210-8845

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し等について」の
要請活動について

社 名	
-----	--

上段：フリガナ 下段：氏 名	携帯電話番号	会社等電話番号

申込期限

1月7日（水）午前11時